

地方公会計の整備促進に係る意見書

地方公会計の整備に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、財政マネジメントの強化に資する統一的な基準による財務書類の作成を原則とし、各自治体において平成27年度からの3年間で整備するよう要請がなされている。

しかしながら、統一的な基準に基づく財務書類の作成・活用を進めるには、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱える各地方自治体の厳しい財政事情を鑑みる必要がある。

よって、国会及び政府においては、各自治体による統一的な基準に基づく財務書類の早期の整備の実現に向けて、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 固定資産台帳の整備には相当な作業コストを要するため、適切な財政措置を講じること。
- 2 公認会計士等の専門家の派遣など、実務面でのきめ細かな支援を行うこと。
- 3 自治体職員向けの研修をさらに充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）民主党・市民連合及び公明党所属議員全員並びに

維新の党中山真一議員